

# 令和8年度 京都市立境谷小学校「学校いじめの防止等基本方針」

## Ⅰ 総則

### (1) 目的

「いじめ」とは「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍する等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義されている。

「いじめ問題」の根絶には道徳教育や人権教育などの心の教育、様々な体験活動や特別活動を通しての児童の自律的、協力的態度の育成、日々の学習指導における学習規律の徹底や自己肯定感、自己有用感の育成など、すべての教育活動を通して児童の全人的発達を促す必要がある。

しかし、成育歴や家庭環境などが違う多くの児童が集団生活を送る学校教育の場において、児童間の様々な問題が発生し、「いじめ」は、どの学校、学級でも起こりうるものであり、また、全ての子どもが、突然被害者にも加害者にもなり得るものであると捉える。

本校では、それらの問題を丁寧に解決する過程を通して、「いじめの未然防止」「早期発見と早期対応」を軸に、児童の成長とより良い人間関係の構築を目指す。そのために平成29年度の「国における検証（課題意識）及び基本方針の改訂」や「本市の現状分析・課題及び学校が実施する施策」を踏まえて、本校の取組を振り返る中で、基本方針を策定した。

学校の中では「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。

### (2) 基本理念

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、自殺や不登校を引き起こす深刻な人権問題である。そのような中で「いじめ」はどの学校、学級でも起こりうるものであり、全ての子どもが、突然被害者にも加害者にもなり得るものであるという認識に立ち、「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を起こさない、許さない学校づくりを推進する。特に初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

また、日々の授業において「自己決定の場を提供」「自己存在感を感受」「共感的人間関係の育成」を通して、その時、その場で、その状況で、どのような行動が適切かを判断し、行動できる自己指導能力を育てていく。

子ども一人一人が自分も友だちも愛せるように、チーム境谷で取り組んでいく。

## 2 いじめ対策委員会

### (1) <<構成>>

校長 教頭 主幹教諭 生徒指導主任 学年主任 養護教諭 教育相談主任  
担任 スクールカウンセラー

※緊急対応の場合は、この限りではない。

## (2) <<役割>>

- ・発見されたいじめ事案への早急かつ徹底した対応
- ・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・個別面談や相談窓口の集約
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口
- ・「学校いじめの防止等基本方針」「いじめの防止等に関わる年間計画」の作成
- ・未然防止の取組の推進や学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・重大事案への対応及び関係機関との連携
- ・年間の取組についての見直しを行う時期の決定
- ・「取組評価アンケート」、「いじめ防止対策委員会」、「いじめの対応に特化した研修」の時期の決定
- ・取組状況を学校評価における評価項目に位置づけ、保護者に結果を知らせる。
- ・未然防止の取組の年間計画の決定
- ・個別面談や教育相談の時期や回数の決定
- ・懇談会等での「学校いじめの防止等基本方針」の発信
- ・休日参観（教育課程説明会）や懇談会にて「学校いじめの防止等基本方針」の内容を周知し、保護者への理解と協力を得る。

※ 会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載

## 3 学校いじめ防止プログラム

### (1) 学校におけるいじめの未然防止の取組

#### ア 学習環境の整備

- ・「境谷のやくそく≡友だちと仲良くするために大切にすること」という認識のもと、子どもと教職員での合意形成と、きまりの見直しをする。
- ・児童同士が言われてうれしかった言葉（ハピネスツリー）の掲示
- ・「ふわふわ言葉」と「ちくちく言葉」の掲示
- ・前庭校章園の花の整備等に、「花いっぱいプロジェクト」の実施によるあたたかい環境の整備
- ・教室内の整理整頓、机・いすの高さ調節など、心落ち着けることができる学習環境の整備

#### イ 授業改善

- ・全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の実施。
- ・学習するときの約束やルール（学び愛スタンダード）を一人一人の子どもが確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくりの取組の推進。
- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく指導の徹底。
- ・習熟度別の学習形態の実施と、最後までやりきることの徹底。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成を重点においた学習内容や学習形態の工夫。
- ・少人数授業・TT指導の推進
- ・自主学習の工夫

#### ウ 道徳教育・人権教育の充実

- ・やわらかいけれど芯のしっかりした「しなやかな道徳教育」の実践
- ・よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てることをねらいとした活動の、意図的、計画的な実施
- ・全学年一斉に取り組む「ハートフルの日」の設定
- ・「いじめは絶対に許されない」ことや、「命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取り上げた人権学習、人権週間の取組、「特別の教科 道徳」の学習の充実
- ・地域ボランティア、ゲストティーチャーを活用した人権学習、「特別の教科 道徳」の授業や講演の実施
- ・警察のスクールサポーターによる非行防止教室の実施
- ・地域、PTAとともに取り組むあいさつ運動の実施。
- ・学校のやくそくの徹底

## エ 児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・ハーモニー（たてわり）グループの活動、児童会活動の充実
- ・学級活動では、学級会活動・自治活動を充実し、合意形成のもと、子どもたちが活躍し、学年・学級の一員であるという自覚を持たせる活動の実施
- ・総合的な学習の時間、生活科等を通しての自他の生命を尊重する活動の推進。
- ・児童会主催の人権啓発活動の実施
- ・児童会によるあいさつ運動の実施。

## オ 児童生徒同士の絆づくり

- ・相手意識の涵養。
- ・学校行事などを通しての人間関係づくり。
- ・異学年集団の交流等を進める中で、望ましい人間関係の育成と、協力して諸問題を解決する力の育成
- ・いいところ見つけの実施

## (2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

### ア 日常生活の児童生徒に関する情報共有

- ・登校、休み時間、掃除時間、授業時間等の校内巡視による児童の見守り活動の実施
- ・小さな変化を見逃さない観察
- ・担任外・養護教諭・スクールカウンセラーによる観察と情報共有
- ・保健室来室児童の共通理解
- ・全教職員によるいじめを見逃さない体制づくりの構築

### イ 児童生徒に対する定期的な調査

- ・学校評価アンケート、いじめに特化したアンケートを利用した「いじめ」の兆候の早期実態把握
- ・クラスマネジメントシートを活用した「いじめ」の実態把握と学級経営の見直し
- ・アンケートに基づく積極的な相談活動の実施
- ・教育相談週間の設定と、週間前の児童に対するアンケートの実施による発見の強化
- ・スクールカウンセラーとの連携による教育相談

### ウ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ・調査・相談結果の共通理解と対策の検討
- ・定期的な「いじめ対策委員会」による情報共有と組織的な動きの構築
- ・登校、休み時間、掃除中などの校内巡視による児童の見守り活動の実施
- ・全教職員によるいじめを見逃さない体制づくりの構築
- ・生徒指導体制の見直しと「報告」「連絡」「相談」の徹底
- ・いじめ事案ごとのミニケース検討会の開催

## (3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

### ア 基本的な考え方

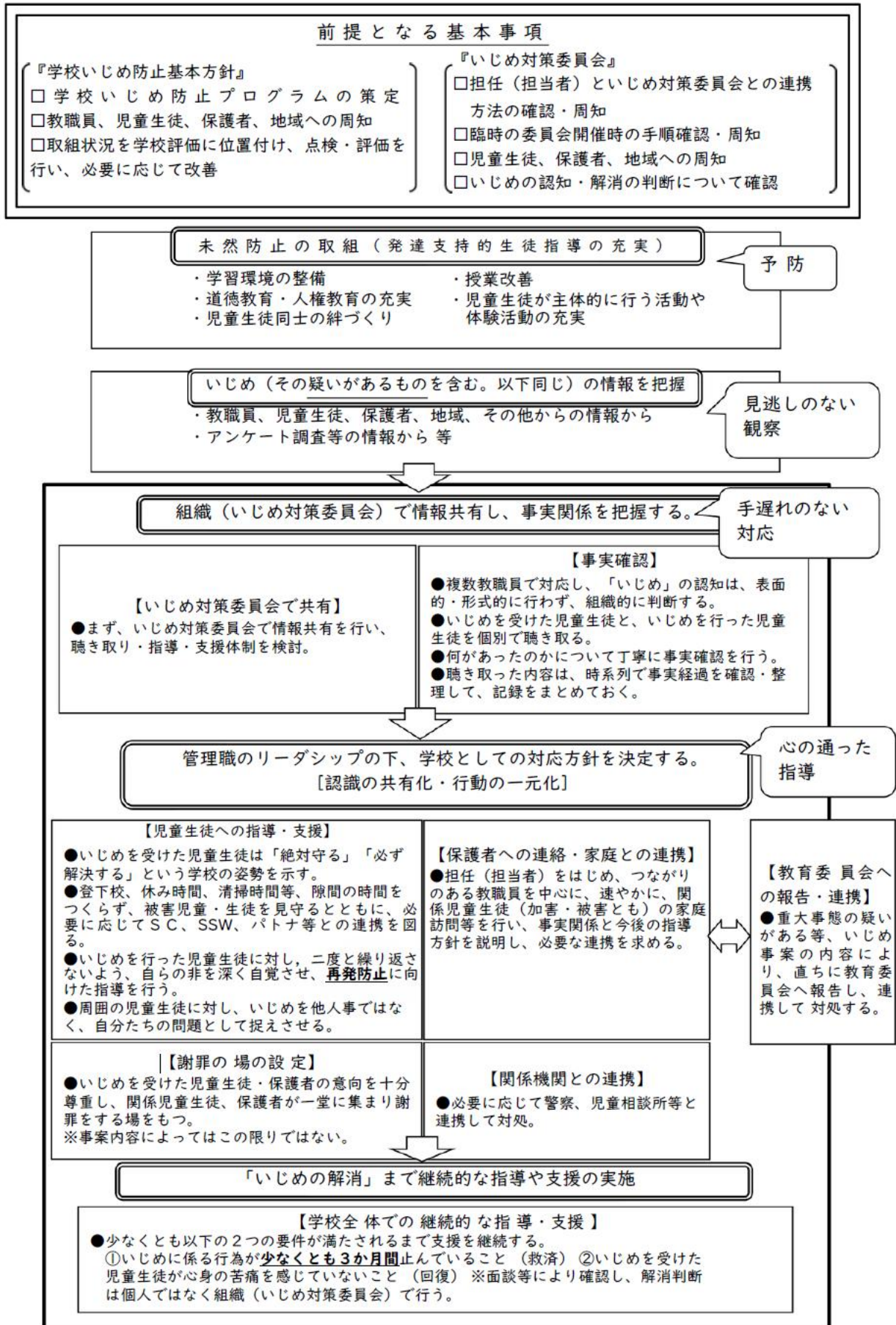
いじめの通報、相談があった場合は、速やかに組織として対応する。丁寧に聞き取りを行い、事実を確認し、解決に向けた取組を行う。

確認できた事実をもとに、「いじめ対策委員会」を開き、組織的に決定した対応方針のもと取組を進めていく。教育的配慮のもと、いじめを受けた児童の保護・支援、いじめを行った児童の指導、周りの児童からの聴き取りを行い、今後の対応等について検討していく。また、教育委員会をはじめ警察等の関係機関、そして、保護者・家庭と連携しながら、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進めていく。

- ・速やかな対応、丁寧な聞き取り、正確な事実関係の記録  
（被害の態様、状況、構造、動機、背景など）
- ・被害児童の保護を最優先に考えた対応
- ・加害児童への責任ある指導
- ・組織的（担任任せにならない）な対応
- ・重大事態発展への予防と防止
- ・保護者との連携

・学級、学年等の集団全体を見据えた指導

## イ いじめ事案に対する組織的な対応の流れ



## ウ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・情報モラル教育の計画的実施
- ・SNSを通じて起こっている問題行動の理解を深める研修
- ・SNSを使つての「いじめ」対応の事例研修
- ・家庭教育講座、地生連等を活用した情報モラル教育の必要性の啓発
- ・情報モラル教室の実施による未然防止

## エ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・日常の学校生活の児童に関する情報共有
- ・定期的な家庭訪問の実施による相談機会の確保
- ・定期的な「いじめ対策委員会」による情報共有と組織的な動きの構築
- ・登校、休み時間、掃除中などの校内巡視による児童の見守り活動の実施
- ・全教職員による再発防止のための見逃さない体制づくりの構築

## (4) 教職員の資質能力向上の取組

### ア 内容

- ・事例をもとにした対策・対応研修
- ・生徒指導体制の見直しと「報告」「連絡」「相談」の徹底
- ・教員研修による教師一人一人のいじめに対する意識の向上
- ・いじめ事案ごとのミニケース検討会の開催
- ・教職員の人権感覚を磨く取組と能力向上を図る研修会の実施

### イ 実施時期

- ・実施時期については後述の「年間計画」に記載

## 4 保護者・地域、関係機関との連携

### (1) 保護者・地域への情報発信、啓発、協同取組

- ・懇談会・ホームページ等での「学校いじめの防止等基本方針」の発信
- ・子どものよいところや学級の様子を知らせることにより、学校でも家庭でも子どもをほめることができるようにする。
- ・人権学習、道徳の学習の参観授業による保護者への啓発活動
- ・学校運営協議会での情報交換
- ・PTA企画委員会での情報発信
- ・休日参観(教育課程説明会)や懇談会にて「学校いじめの防止等基本方針」の内容を周知し、保護者への理解と協力を得る。
- ・家庭教育講座による保護者への啓発
- ・地域、PTAとともに取り組むあいさつ運動の実施。

## 5 重大事態への対処

### (1) 基本的な考え方

いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。また、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合、その事態を重大事態とし、速やかに対処を行う。

当該重大事態と同種の発生の防止に資するため、速やかに、組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により重大事態に係る事実を明確にするための調査を行い、必要な指導及び支援を行い、解決につなげることが重要である。

## (2) 重大事態が発生したときの対応

<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議</li> <li>①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき</li> <li>②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき</li> </ul>
<p><b>学校が調査主体の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の下に重大事態の調査組織を設置</li> <li>・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施</li> <li>・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供</li> <li>・京都市教育委員会への調査結果の報告</li> <li>・調査結果を踏まえた必要な措置</li> <li>・同種の事態発生防止に必要な取組の推進</li> </ul>
<p><b>京都市教育委員会が調査主体の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力</li> </ul>
<p><b>関係機関等と連携した関係児童へのケアと指導</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都市教育委員会・警察・児童相談所等の関係機関と連携した、関係児童に対する適切な指導とケアの実施</li> </ul>

## 6 年間計画(予定)

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する予定である。

※年間予定のため、予定を変更する場合があります。

月	対策会議 校内研修等(資質能力の向上)	未然防止の取組	早期発見・積極的 認知の取組	保護者への啓発等 関係機関との連携
4	生活能力向上プロジェクト 職員会議「境谷のやくそく」「学校いじめ防止基本方針」「生徒指導基本方針」の共通理解 あたたかく見守る児童の共通理解 不登校対策ミニケース会議		・前年度結果の 情報共有	授業参観 学級懇談会①での啓発
5	生活能力向上プロジェクト 不登校対策ミニケース会議 総合育成支援教育委員会 あたたかく見守る児童の共通理解	憲法月間 いじめ対策委員の紹介 1年生を迎える会 ハーモニー(たてわり)顔合せ・活動 ハートフルの日「ハートフルの日ってなあに?境谷のやくそくについて」 5年花脊山の家野外活動		家庭訪問週間 年度初め報告・評価 学校運営協議会①
6	生活能力向上プロジェクト 不登校対策ミニケース会議 総合育成支援教育委員会 個に寄り添った支援についての研修	ハートフルの日「わかば学級のなかまたち」 ハーモニー(たてわり)活動・遊び 情報モラル教室(休日参観)	第1回いじめに関するアンケートの実施(記名式) <b>教育相談週間</b>	休日参観 教育課程説明会での啓発
7	生活能力向上プロジェクト 不登校対策ミニケース会議 総合育成支援教育委員会 クラスマネジメントシートの研修	ハートフルの日「ふわふわことば・ちくちくことば」 たてわり活動・遊び	第1回クラスマネジメントシートの実施	個人懇談会①

8	生活能力向上プロジェクト 不登校対策ミニケース会議 総合育成支援教育委員会 生指・総育研修会 アンケート結果の情報共有と「いじめ防止プログラム」の見直し 小中合同教職員研修	(あいさつ運動)	クラスマネジメントシートの結果分析	
9	生活能力向上プロジェクト 不登校対策ミニケース会議 総合育成支援教育委員会	ハートフルの日「人権に対する認識を深める指導」 ハーモニー（たてわり）活動・遊び		ハートフル参観、学級懇談会②
10	生活能力向上プロジェクト 不登校対策ミニケース会議 総合育成支援教育委員会 学校評価の結果の共有	ハートフルの日「男女仲良くしよう」 ハートフル（たてわり）遊び・活動 運動会 6年修学旅行	学校評価アンケート	
11	生活能力向上プロジェクト 不登校対策ミニケース会議 総合育成支援教育委員会 ハートフル授業研修（男女平等教育）	ハートフルの日「互いに支えあおう」 ハートフル（たてわり）遊び・活動		学校運営協議会② 中間報告・評価
12	生活能力向上プロジェクト 不登校対策ミニケース会議 総合育成支援教育委員会 個に寄り添った支援についての研修②	ハートフルの日「人権月間」 ハートフル（たてわり）活動・遊び 作品展	第2回いじめに関するアンケートの実施（記名式） 第2回クラスマネジメントシートの実施	個人懇談会②
1	生活能力向上プロジェクト 不登校対策ミニケース会議 総合育成支援教育委員会	ハートフルの日「韓国・朝鮮の文化に親しもう」 たてわり遊び	第2回クラスマネジメントシートの実施	
2	生活能力向上プロジェクト 不登校対策ミニケース会議 総合育成支援教育委員会 学校評価の結果の共有 アンケート結果の情報共有と「いじめ防止プログラム」の見直し	ハートフル（たてわり）遊び・活動 SAKAIDANI FESTIVAL' 26	学校評価アンケート <u>教育相談週間</u>	新1年入学説明会
3	生活能力向上プロジェクト 不登校対策ミニケース会議 総合育成支援教育委員会 年間反省 あたたかく見守る児童のまとめ 年間の取組の見直し	6年生を送る会 卒業式		学級懇談会 学校運営協議会③ 最終報告・評価

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・「年間の取組の見直し」(PDCAサイクルの期間)
- ・「いじめに関する記名式アンケート」「クラスマネジメントシート」(4年生以上)
- ・「非行防止教室」「情報モラル教室」「ケータイ教室」
- ・「個別面談」「教育相談」
- ・「いじめの防止等の対策のための組織の会議」
- ・「校内研修」
- ・「未然防止の取組」(学年又は全校の取組)

※いじめ対策委員会については、いじめ事案の発覚時に速やかに臨時で開催する。事案の経過や解消の確認については、随時いじめ対策委員会で行い情報等共有する。